

介護保険制度改正に伴う費用負担に関する見直し事項について

1 一定以上所得者の利用者負担の見直しについて

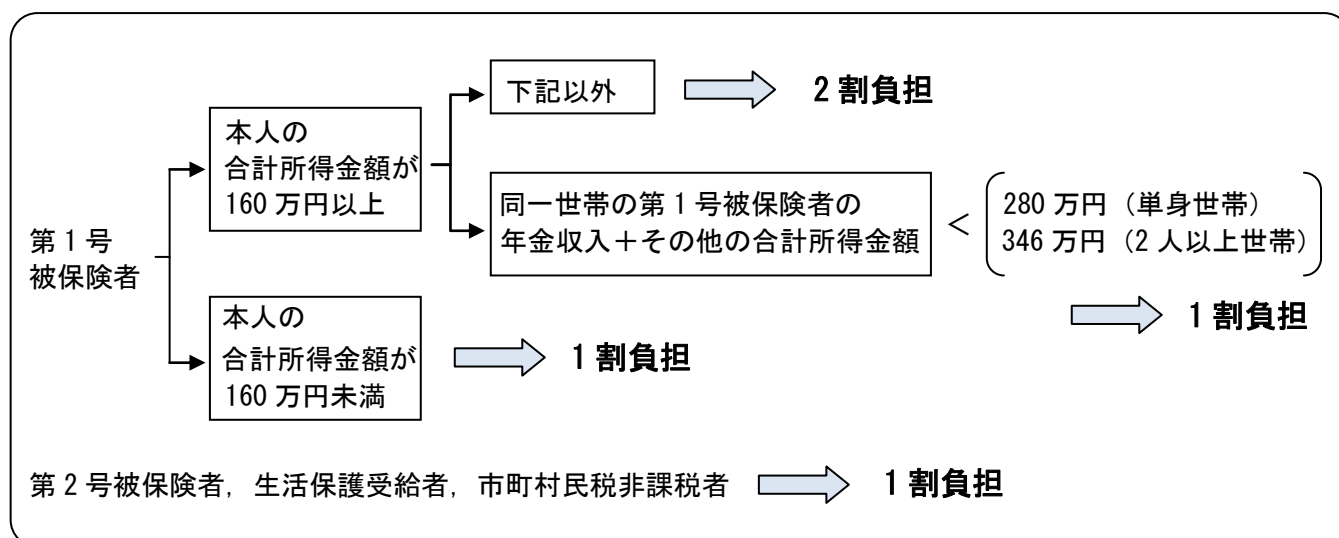
一定以上の所得がある第1号被保険者に係る利用者負担は、2015年（平成27年）8月から2割となります。

(1) 2割負担の対象者〔政令規定予定〕

本人の合計所得金額が160万円以上の方

※ただし、次のいずれかに該当する方は、1割負担となります。

- ・ 第2号被保険者
- ・ 生活保護受給者
- ・ 市町村民税非課税者
- ・ 「年金収入＋その他の合計所得金額」が単身世帯で280万円（2人以上世帯で346万円）未満の方



(2) 負担割合証の交付

ア 交付対象者

要介護（要支援）認定者（申請者を含む。）及び介護予防・生活支援サービス事業対象者に負担割合（1割又は2割）を記載した「介護保険負担割合証」を交付します。

イ 交付時期

前年の所得をもとに負担割合を決定し、毎年7月下旬に一斉交付します。その後、新規の要介護（要支援）認定申請者などについては、随時に交付します。

ウ 有効期間

8月1日～翌年7月31日

※新たに要介護（要支援）認定申請を行った方の有効期間は、申請日からとなります。負担割合証は、申請日の翌週の開庁日初日に郵送で交付します。

エ 申請手続き

紛失等による再交付の場合を除き、申請は不要です。

(3) 負担割合の変更

所得更正や世帯構成の変更により負担割合が変更となった場合は、新たな負担割合証を交付します。

ア 所得更正があった場合

有効期間の始期まで遡って負担割合を変更します。

イ 世帯構成の変更があった場合

世帯構成を変更した翌月初日(月の初日の場合は当月)から負担割合を変更します。

(4) その他の留意事項

ア サービス提供に当たっては、必ず負担割合証で負担割合を確認してください。なお、介護保険料の滞納により給付額減額の措置を受けている方については、負担割合証の記載に関わらず3割負担になりますので、これまでと同様に被保険者証を確認してください。

イ 負担割合を間違えて請求した場合は、国保連合会の審査において返戻となります。

ウ 2015年(平成27年)7月末までに交付された被保険者証裏面の記載^{*}に関わらず、負担割合証に記載した負担割合が適用されます。

※被保険者証裏面の注意事項欄(抜粋)…「6 介護サービスを受けるときに支払う金額は、介護サービスに要した費用の1割です。」

(5) 参考(負担割合証様式(案)) ※原寸大ではありません。

(表面)

(裏面)

介護保険負担割合証							
交付年月日							
被 保 険 者	番 号						
	住 所						
	名 前	性別					
	生年月日						
利用者負担の割合	適用期間						
割	開 始 年月日						
	終 了 年月日						
割	開 始 年月日						
	終 了 年月日						
保険者番号並びに保険者の名称及び印	<table border="1"> <tr> <td>3</td><td>4</td><td>2</td><td>0</td><td>7</td><td>1</td> </tr> </table> <div style="border: 1px dashed black; width: 40px; height: 20px; display: inline-block; text-align: center; vertical-align: middle;">印</div>	3	4	2	0	7	1
3	4	2	0	7	1		

注 意 事 項
1 介護サービス又は介護予防・生活支援サービス事業のサービスを受けようとするときは、必ずこの証を事業者又は施設の窓口へ提出してください。
2 介護サービス又は介護予防・生活支援サービス事業のサービスに要した費用のうち、「適用期間」に応じた「利用者負担の割合」欄に記載された割合分の金額をお支払いいただきます。(居宅介護支援サービス及び介護予防支援サービスの利用支払額はありません。)
3 被保険者の資格がなくなったとき又はこの証の適用期間の終了年月日に至ったときには、直ちに、この証を市町村に返してください。また、転出の届出をする際には、この証を添えてください。
4 この証の表面の記載事項に変更があったときは、14日以内に、この証を添えて、市町村にその旨を届け出てください。
5 不正にこの証を使用した者は、刑法により詐欺罪として懲役の処分を受けます。
6 利用時支払額を3割とする措置(給付額減額)を受けている場合は、この証に記載された利用者負担割合よりも、当該措置が優先されます。

※65歳到達や世帯構成の変更等により、負担割合証の有効期間内に負担割合の変更があった場合は、変更前後の負担割合を併記します。

※第2号被保険者は、所得に関わらず1割負担ですが、負担割合証の有効期間内に65歳に到達することで負担割合が2割となる見込みの方については、あらかじめ変更前後の負担割合を併記します。